

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月5日	平成29年 9月11日	大阪市庁舎内で、政党機関紙を公的に購読している部数(局と部、課、室まで) 平成29年度 政党機関紙を市庁舎内勧誘、配達、集金をする場合の許可証の発行の有無。発行している時は、その資料 平成29年度(副首都推進局に係るものについて)	不存在	号	副首都推進局	総務担当
平成29年 9月11日	平成29年 9月19日	H29.8.15付大北福第457号部分公開決定通知書での公開文書に、条件に示した七ツの重大な不正あることについて所属又は所属長が文書、口頭、メール等で市長に伝えていることが確認できる文書。ただし、市長部局の全所属についてで、所属長の秘書的事務を行う部署による各所属一ヶ所による決定でよい。(副首都推進局に係るものについて)	不存在	号	副首都推進局	総務担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	H29.8.15付大北福第457号で公開した「決定書」に多くの重大なコンプライアンス違反があることについて、北区を除く市長部局の所属長含む職員および監査委員からの報告(口頭、電話、文書、メール等)で、市長がこの決定書の存在を承知していることが確認できるを録音したもの、文書等のすべて。ただし、それぞれについて決定してください。(副首都推進局に係るものについて)	不存在	号	副首都推進局	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	担当課長が調査や聞き取り等の結果を市民に回答することを目的とした調査や聞き取り等のための市内出張において復命書を作成していない案件について、出張の目的が確認できる文書、市民への回答文書とその決裁、口頭で復命行った場合、その内容とだれに行ったのか確認できる文書。ただし、H28年度以降分で北区福祉課長の出張を除く。また、案件ごとに の存否を明確にしてください。所属ごと各年度当初分3件。 (副首都推進局に係るものについて)	不存在	号	副首都推進局	総務担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民(申請者)に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が公開、非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分 (副首都推進局に係るものについて)	不存在	号	副首都推進局	総務担当